

解散公告 (第二回)

当法人は、令和八年五月十四日社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和八年七月九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日  
三重県北牟婁郡紀北町上里三五〇番地一  
医療法人 充仁会  
清算人 林 丘

解散公告 (第二回)

当公社は、令和八年七月二十三日、香川県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日  
香川県さぬき市志度五三八五番地八  
さぬき市土地開発公社  
代表清算人 中村 修

解散公告 (第二回)

当法人は、令和七年十二月一日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年八月十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年八月二十日

福岡県糟屋郡粕屋町若宮二丁目六番一号  
医療法人 むらつか耳鼻咽喉科クリニック  
清算人 村塚 幸徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道沙流郡日高町字厚賀町一六七番地、最後の住所北海道沙流郡日高町字厚賀町一六七番地の二 被相続人 亡 谷崎 陽一  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

事務所北海道沙流郡日高町富川南一丁目二番四六号 司法書士 楠祥光事務所  
相続財産清算人 司法書士 楠 祥光

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県龍ヶ崎市中徳町一九七番地の四、最後の住所本籍に同じ  
被相続人 亡 中島 硬輔  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

事務所茨城県取手市白山一丁目四番二二号  
サンライフさつき二〇二二号室  
相続財産清算人 弁護士 有川 保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県比企郡川島村大字虫塚六八番地一、最後の住所埼玉県川口市末広町三丁目八番地二 被相続人 亡 澤田 勇作  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

埼玉県川口市元町二丁目四番地一一 弁護士  
法人 川越法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 駒井 雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市大野町二丁目五七一番地一、最後の住所千葉県市川市大野町二丁目五七一番地 被相続人 亡 及川 文二  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

事務所千葉県市川市南八幡四丁目五番二〇号エムワイビル五A アライズ総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鈴木 隆文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市藤心一丁目一〇番、最後の住所千葉県柏市新柏三丁目四番地三七 ジュネバレス新柏A一〇四号  
被相続人 亡 園田 弘行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

事務所千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四一八一一平安ビル三〇二二号室 かまがや総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 奥村 裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区神奈川浦島丘三番地四〇、最後の住所東京都墨田区東向島二丁目一七番一〇一四一〇号  
被相続人 亡 矢島健太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

東京都港区西新橋一丁目一八番六号クロスオフィス内幸町六〇二 ルーチェ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中井 陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区南蒲田三丁目一四〇五番地、最後の住所東京都大田区萩中二丁目七番二〇一九一五号 被相続人 亡 小林 繁幸  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十一日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

東京都港区新橋二丁目一六番四号りそな新橋ビル八階 リーガルキュレイト総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 林 毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区熊野町三三番地、最後の住所東京都板橋区大谷口北町二〇番一五一〇四号中板橋第二ローヤルコーポ 被相続人 亡 落合 節子  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月二十三日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

事務所東京都中央区日本橋三丁目三番四号 永沢ビル五階 永沢総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 野田 聖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市中部二五五六番地、最後の住所川崎市宮前区菅生ケ丘三一一番一七号  
被相続人 亡 中島 徹郎

令和八年八月二十日

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

川崎市高津区溝口一丁目八番一〇号エストレリータ四〇三号 床呂法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 床呂 正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区駒川二丁目二番地、最後の住所神奈川県鎌倉市大船一八六八番地二ライオンズマンション鎌倉大船八〇七号 被相続人 亡 出口 二郎  
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月二十日

横浜市中区住吉町一―二スカーフ会館五階  
相続財産清算人 弁護士 吉田 正穂

第34期決算公告

令和8年8月20日 田市吉沢町1059番地10 群馬県太田市

オウミ通商株式会社 代表取締役 河野 耕平

貸借対照表の要旨

(令和5年5月31日現在)(単位:百万円)

| 科        | 目     | 金   | 額   |
|----------|-------|-----|-----|
| 資産部      | 流動資産  | 11  | 130 |
|          | 固定資産  | 46  | 95  |
|          | 資産合計  | 141 | 141 |
| 負債及び純資産部 | 流動負債  | 46  | 95  |
|          | 固定負債  | 10  | 85  |
|          | 純資産合計 | 82  | (1) |